

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十二月一日から適用する。

令和二年十一月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 削除</p> <p>十四〇六十四 (略)</p> <p>六十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん</p> <p>(治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 NK T細胞を用いた免疫療法 肺がん(小細胞肺がんを除き、ステージがⅡA期、ⅡB期又はⅢA期であつて、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)</p> <p>十四〇六十四 (略)</p> <p>(新設)</p>